お年寄りの医 |療制度が変わります

保険料はどうなるの

後期高齢者医療制度がスタート

期高齢者医療制度」に移るこ けていますが、平成20年4月 ら、老人保健制度で医療を受 の医療保険制度に加入しなが とになります。 からは新しく創設される「後 康保険や被保険者保険など 75 歳以 上の方は現在、 国民

制度を運営するのはどこ? 制

等)を行います。 者医療広域連合が運営主体と 村が加入する北海道後期高齢 や窓口業務(申請・届出の受付 なり、各市町村は保険料徴収 度は、道内全180市町

平成20年4月から運営が始ま される後期高齢者医療制度は ものです。これまでの老人保 独立した医療制度を創設する 確化し、公平でわかりやすい 者世代と現役世代の負担を明 対応した仕組みとして、高齢 のとするため、高齢化社会に を将来にわたり維持可能なも 健制度に替 保険を維持し、医療保険制 、費が増大するなか、国民皆 老人医療費を中心に国民医 わり、新しく創設

(象者 (被保険者) はだれ? いのある65歳~75歳未満の方 一定のしょうが それぞれの主な業務

◆被保険者の資格管理

◆被保険者証等の発行

◆保険料の決定・賦課

北海道後期高齢者医療広域連合

75歳以上の方。

新しい制度の目的はなに?

- 資格管理に関する申請・届出の
- ◆被保険者証等の引き渡し
- ◆医療給付に関する審査・支払い

各市町村

- 保険料の徴収
- ◆医療給付に関する申請・届出の

担はどうなるの? 医療機関の窓口での自己負

に、1割負担(ただし現役並み 現行の老人保健制度と同

様

所得者は3割負担)となります

問合せ

募集期間

7月6日(金)まで

メ

ルアドレ

ス

kokuho@town.abira.lg.jp

国保年金課国保老保係

北海道は 福祉のまちづくりを 推進していきます

も保険料を負担することにな 用者保険の被扶養者だった方 準に応じて保険料が軽減され 料を被保険者一人ひとりが支 過措置があります) ります。(2年間軽減される経 ます)また、健康保険などの被 得の低い方は、世帯の所得水 年金から天引きされます。(所 払うこととなり、原則として 人ごとに算定された保険 ちに出かけ、建物や道路、公園 ることができる「福祉のまちづ などを安心して快適に利用す 例」に基づき、誰もが気軽にま 北海道福祉のまちづくり条 平

成19年度も北海道では

予定です。 齢者医療広域連合議会」で保 険料条例を制定し、決定する に開催予定の「北海道後期高 保険料率は、平成19年11 月

支援する活動等を募集します。 ◎北海道福祉の 応募対象 しょうがいのある方、高齢者を バリアフリー化された建物や まちづくりコンクー ル

る活動。 者の自立・社会参加を支援す 月6日までに完成したもの。 17年4月1日から平成19年7 病院などの公共的施設で平成 飲食店、スーパー、ホテル、 しょうがいのある方、高齢

◎福祉環境アドバイザー (当日消印有効

建 物のバリアフリー整備や

業の専門家を派遣します! 福祉に対する関心を高める授 がの養成などのまちづくり 建築物の整備、

門的な指導・助言等を行い て、アドバイザーを派遣し、専 の推進等に係る相談等に対し す。アドバイザーの派遣に係る 費用は、北海道が負担します。 人材の養成、福祉に関する教 .福祉を担 ま 育 . う

◎北海道福祉の まちづくり資金貸付制度

低利で融資します! 建物のバリアフリー整備に

については、お問合せください くり」を推進していきます。詳細

- 利で融資します。 築する民間事業者の方に低 公共的な施設を新築・ 増 改
- 備を行うことが必要です。 す使用者用トイレなどの 動ドア、エレベーター、車 う出入り口の段差解消や自 例の整備基準に適合するよ 北海道福祉のまちづくり条 整 11

融資金額

備に要する工事費 の70%以内、一 1億円以内(新築は工 部改修は 事 整 費

問合せ・応募先

北海道保健福祉部福祉局 T 援護課福祉基盤グループ 0 1 1 中央区北3条西6丁 $\begin{array}{c} 1 \\ 2 \\ 3 \\ 1 \\ 4 \\ 1 \\ 1 \\ 1 \end{array}$ 福 目 祉